

第47回京都府公害防止管理者講習及び 第30回京都府公害防止管理者再教育講習 実施要領

1 講習の目的

(1) 第47回京都府公害防止管理者講習（以下、「管理者講習」という。）

京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）第53条第1項の規定による公害防止管理者（以下、「府公害防止管理者」という。）の選任に必要な講習を行い、府公害防止管理者の設置が円滑に行われることを目的とする。

(2) 第30回京都府公害防止管理者再教育講習（以下、「再教育講習」という。）

府公害防止管理者で、知事が実施する講習の課程修了者に対し新たな規制内容等の知識を習得されるため再教育講習を行い、公害防止に資することを目的とする。

2 講習の内容

- ・ 京都府環境を守り育てる条例及び環境関連法令の体系について
 - ・ 大気規制の動向について
 - ・ 水質規制の動向について
 - ・ 産業廃棄物規制の動向について
 - ・ 循環型社会推進の取組について
 - ・ 地球温暖化防止対策の推進について
- （講義終了後、修了テストを実施）

3 講習の対象者

管理者講習 （本講習を初めて受講する場合）	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号。以下「法施行規則」という。）第1条第2項第1号から第8号まで、第10号及び第11号に規定する公害防止管理者のいずれかに該当する者に限る。 ----- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第4条第1項に規定する公害防止管理者のうち騒音・振動及びダイオキシン関係を除いた者
再教育講習	京都府環境を守り育てる条例に基づく公害防止管理者講習の課程修了者

*ただし、上記対象者以外で、府内の工場又は事業場において公害防止関係の業務に携わる者で、特に受講を希望する者（本講習が公害防止管理者有資格者を対象とした内容であることを了解している者に限る。）については、聴講を認める（修了証書の交付はなし）。【申込み方法等については、お問い合わせください。】

4 講習の期日・場所・定員

講習	実施期日	実施場所	定員
管理者講習 及び 再教育講習 (同時開催)	平成31年2月21日(木) 午前10時～午後4時30分	京都府庁職員福利厚生センター3階 第2～5会議室 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	100名

5 受講申込みの手続

(1) 提出書類 (所定用紙)

○管理者講習の受講申込者

ア 第47回京都府公害防止管理者講習受講申込書 (別紙様式1)

必要な事項を記入し、写真(縦・横各4.5cmの大きさで6箇月以内に撮影した脱帽・正面・上半身像)を貼付すること。

イ 資格を証する書類

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和46年政令第264号)別表第2の下欄に掲げる資格を有する者であることを証明する下記のいずれかの書類を添付すること。

(ア) 法施行規則第16条に規定する国家試験の合格証書の写し

(イ) 法施行規則第18条第5項に規定する資格認定講習の修了証書の写し

ウ 返信用封筒

定型封筒(120×235mm)に受講票の送付先(住所及び氏名)を明記の上、切手を貼付すること。(受講申込者が1名の場合は82円切手を、2名以上の場合は92円切手を貼付すること。)

○再教育講習の受講申込者

ア 第30回京都府公害防止管理者再教育講習受講申込書 (別紙様式2)

イ 京都府公害防止管理者講習修了証書の写し

ウ 返信用封筒

定型封筒(120×235mm)に受講票の送付先(住所及び氏名)を明記の上、切手を貼付すること。(受講申込者が1名の場合は82円切手を、2名以上の場合は92円切手を貼付すること。)

(2) 受講申込書の提出先及びお問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府環境部環境管理課指導担当 電話 (075)414-4715 (直通)

6 申込書の受付期間

平成30年12月19日(水)から平成31年1月25日(金)まで(土・日曜日及び祝日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とし、郵送の場合は平成31年1月25日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受講票の交付

受講申込書を受理したときは、京都府環境部環境管理課において提出書類等の審査をした後、受講票及びテキスト代納付書を本人あてに郵送にて交付する。

受講希望者は講習日までに、交付された納付書によってテキスト代を納付するものとする。

なお、いったん納付されたテキスト代はいかなる理由があっても返還しない。

8 テキスト等

講習には、テキストとして「京都府公害防止管理者講習用テキスト」を使用する。

テキスト及び資料集は有償で配付する。(価格は2,500円)

テキスト等は講習日に講習会場において、テキスト代の納付を確認の上、配付する。

9 修了証書の交付

講習修了者に対しては、講習日当日に修了証書を交付する。(聴講者への交付は無し)